（法第五十一条の十三第一項第一号ロの規定による公安委員会の認定）

第十条　［略］

2　前項の認定を受けようとする者は、住所、氏名及び生年月日を記載した認定申請書を公安委員会に提出しなければならない。

［3～5　略］

（駐車監視員資格者証の交付の申請）

第十一条　法第五十一条の十三第一項の規定による駐車監視員資格者証の交付を受けようとする者は、住所、氏名及び生年月日を記載した交付申請書を公安委員会に提出しなければならない。

2　［略］

（駐車監視員資格者証の書換え交付及び再交付）

第十三条　駐車監視員資格者証の交付を受けた者は、当該駐車監視員資格者証の記載事項に変更があったときは、次に掲げる事項を記載した書換え交付申請書及び当該駐車監視員資格者証を、当該駐車監視員資格者証を交付した公安委員会に提出して、その書換え交付を申請しなければならない。この場合において、当該公安委員会は、当該書換え交付に係る駐車監視員資格者証の記載事項について、その事実を確認するに足りる資料の提示又は提出を求めることができる。

一　住所、氏名及び生年月日

［二・三　略］

2　駐車監視員資格者証の交付を受けた者は、当該駐車監視員資格者証を亡失し、又は当該駐車監視員資格者証が滅失したときは、次に掲げる事項を記載した再交付申請書を、当該駐車監視員資格者証を交付した公安委員会に提出して、その再交付を受けることができる。

一　住所、氏名及び生年月日

［二・三　略］

3　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（法第五十一条の十三第一項第一号ロの規定による公安委員会の認定）

第十条　［同上］

2　前項の認定を受けようとする者は、本籍、住所、氏名及び生年月日を記載した認定申請書を公安委員会に提出しなければならない。

［3～5　同上］

（駐車監視員資格者証の交付の申請）

第十一条　法第五十一条の十三第一項の規定による駐車監視員資格者証の交付を受けようとする者は、本籍、住所、氏名及び生年月日を記載した交付申請書を公安委員会に提出しなければならない。

2　［同上］

（駐車監視員資格者証の書換え交付及び再交付）

第十三条　［同上］

一　本籍、住所、氏名及び生年月日

［二・三　同上］

2　［同上］

一　本籍、住所、氏名及び生年月日

［二・三　同上］

3　［同上］